

4. 介 護 手 当（軽米町家族介護慰労事業）

<事業内容>

1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を支給する。

※1年間とは、申請日から過去1年間となります。

<対象者>

- ① 軽米町に住所があり、家族全員が町民税非課税の方
- ① 介護が必要な要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方。
- ② 介護保険サービスの中で必要最小限のサービスで対応している。

《対象と認められる最低限のサービス》

- ・福祉用具購入及び貸与
- ・訪問入浴、通所介護等の利用が週1回
- ・訪問診療や移送サービスの利用

<対象外>

- ・特別障害者手当を受給している。
- ・ショートステイの利用が、年間8日以上である。
- ・支給される期間の中で3ヶ月以上継続入院した。

<支給額の制限>

- ・おむつ手当（家族介護用品支給事業）を受給している方は、支給金額を差し引いた額が支給される。

<必要な書類> 担当ケアマネジャーへ相談

- ・過去1年間の介護保険被保険者証の写し（※有効期間を確認ください。）
- ・過去1年間（12ヵ月）の居宅サービス計画1.2.3表、サービス利用票及び別表（実績入り）の写し

【申し込み・問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センター（☎46-4111）

軽米町地域包括支援センターブランチ（軽米町社会福祉協議会）（☎46-2881）